

取 扱 基 準

名 称	園芸経営継続緊急支援事業
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	燃油及び生産資材の価格高騰に対応するため、生産費に占める燃料費の割合が大きい園芸農業者の負担の軽減に必要な資機材等の導入を緊急的に支援する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	100 件
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	園芸用暖房機を省エネ効果が高い設備に代替する経費 暖房機の燃費向上につながるメンテナンス、被覆資材等の経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	園芸における省エネ設備の導入支援 補助率 1/2 以内 既存の暖房機のメンテナンス支援 補助率 1/2 以内 園芸用の省エネルギー型資材の導入にかかる支援 補助率 1/2 以内 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
開始時期	令和 7 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市から補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕 事業実施主体のホームページ、広報誌等
担当部署	農林水産部 農林政策課 生産政策係 電話：025-226-1772（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp